

## 結城市小規模事業者緊急支援給付金 Q & A

### Q 1 自分が対象になるのか教えてほしい。

A 1 中小企業基本法に定める「小規模事業者」を対象としており、商業・サービス業の場合、常時使用する従業員数 5 人以下、製造業その他の業種の場合 20 人以下が条件となります。

また、次の各要件をすべて満たす必要があります。

- ① 法人の場合、令和 2 年 4 月 1 日（以下、「基準日」という。）までに結城市内に本店を設置し、申請日までに法人登記が完了していること。個人事業主の場合、基準日までに市内で事業を開始し、申請日までに開業届が受理されていること。
- ② 令和 2 年 4 月 1 日から申請日までの間、結城市内で事業を継続していること。  
（途中で本店移転や転出をして戻ってきた場合などは不可）
- ③ 新型コロナウイルスにより売上高が減少していること。  
（令和 2 年 1 1 月から令和 3 年 3 月までの間の連続する 3 か月の売上合計高が、前年同月比の連続する 3 か月の売上合計高と比較して、30%以上減少していること。）
- ④ 市税等に未納がないこと。

### 小規模事業者

#### 中小企業基本法第 2 条第 1 項

（中小事業者の範囲及び用語の定義）

第 2 条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小事業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

5 この法律において「小規模事業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者をいう。

業種	常時使用する従業員の数 （※パート・アルバイト従業員除く）
製造業その他の業種	20 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5 人以下

### Q 2 常時使用する従業員数には、パートやアルバイトも含まれるのか。

A 2 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されています。従って、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断が必要となります。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必

要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないとされています。

**Q 3 【個人事業主】結城市内に住み、他市で事業を行っている。結城市に税金は納めているが対象になるか。**

A 3 結城市で事業を行っていることが条件となりますので、対象外となります。なお、他市で事業を行っているのであれば、他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

**Q 4 【個人事業主】市外に住んでいるが、結城市で事業を行っている。対象になるか。**

A 4 結城市に住所を有していれば、対象になります。

**Q 5 【個人事業主】開業届を出していない。確定申告書（白色）の写しはあるがだめか。**

A 5 開業届を出していることが条件となります。申請日までの間に、令和2年4月1日以前から事業を行っている旨の開業届が受理された場合には対象となります。

**Q 6 【個人事業主】副業で事業を行っている。給付の対象となるか。**

A 6 開業届を出して事業を行っている場合は対象となります。ただし、主たる事業と副業の事業の売上明細がでている場合とします。

**Q 7 【法人】本店が他市にあり、事業所が結城市にある。結城市に事業実態があるが、対象になるか。**

A 7 履歴事項全部証明書記載の本店所在地で判断しますので、対象外となります。他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

**Q 8 結城市内に複数事業所がある。それぞれで給付を受けることは可能か。**

A 8 同一事業者につき、1回の給付のみとなっております。ただし、同一の代表者であっても、経営が異なる場合（法人登記が別々の場合）、それぞれが対象となります。

**Q 9 サービス業を営んでいて、基準日（令和2年4月1日）においては従業員が5人を超えていたが、申請日においては5人以下となった。対象になるか。**

A 9 申請日において小規模企業者であることが条件となりますので、対象となります。逆に、基準日において小規模企業者であっても、従業員の増加により申請日において小規模企業者でなくなった場合には対象外となります。

**Q 10 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、給付対象となるか。**

A 1 0 農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き，中小企業基本法上の「会社」に該当しないとされ，中小企業者に該当しないものと解されていることから，給付の対象外となります。

**Q 1 1 どのように申し込めばいいのか。**

A 1 1 市役所窓口・結城出張所・山川文化会館・江川出張所、結城商工会議所では申請書を手または、市ホームページから申請書類を一式ダウンロードいただき「結城市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援窓口」までご郵送ください。事業者支援窓口等では、受付いたしませんので必ず郵送で申請ください。

**Q 1 2 普通郵便で郵送すればいいのか。**

A 1 2 一般書留又は簡易書留でお送りください。普通郵便でも受付はいたしますが、不着の際は受付できませんので、ご注意ください。

**Q 1 3 いつまでに申請すればいいか。**

A 1 3 令和3年6月30日（水）消印有効となります。

**Q 1 4 申請に必要なものを教えてほしい。**

A 1 4 次の書類の提出が必要になります。

法人	個人事業主
<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト	<input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号)の原本裏面に同意書及びチェックリスト
<input type="checkbox"/> 直近の事業年分の確定申告書(1枚目のみ)	<input type="checkbox"/> 令和元年分の確定申告書B(第一表)(1枚目のみ)
<input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書(確定申告書に添付したもの)	<input type="checkbox"/> 令和元年度分所得税申告決算書(確定申告書に添付したもので月別売上がわかること)
<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)	<input type="checkbox"/> 売上が減少したことを証明する帳簿等(3か月分)
<input type="checkbox"/> 法人名義の通帳の写し	<input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳の写し
<input type="checkbox"/> 開業届出の写し	<input type="checkbox"/> 市内で事業を営んでいることがわかるもの(開業届出, 営業許可証, 店舗の賃貸借契約書等)
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証又はマイナンバーカード又は保険証等)
	<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書

**Q 1 5 HPを閲覧できる環境（申請書をダウンロードできる環境）がないが、どうすればよいか。**

A 1 5 ダウンロードできない方には、市商工観光課窓口や市役所出張所、結城商工会議所でも申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので、予めご了承ください。

**Q 1 6 いつ給付されるのか。**

A 1 6 申請から概ね3～4週間程度を予定しています。申請状況により、多少前後する場合があります。「決定通知書」をお送りしますので、そちらで振込予定日をご確認ください。

**Q 1 7 先着順か。遅くなったら給付されないのか。**

A 1 7 申請数が予算枠に到達次第終了となります。ただし、給付手続きにつきましては、到着順に行います。なお、申請期間を経過した場合は給付できませんので、ご注意ください。

**Q 1 8 確定申告書の控えに収受印がない場合や、e-Taxの場合はどうすればいいか。**

A 1 8 提出していただく確定申告書類の控えは、出来るかぎり収受印が押印されているものを提出してください。e-Taxの場合は、「受信通知」をあわせて提出してください。

**Q 2 0 他の給付金（国，県等）と重複して申請することはできるか。**

A 2 0 こちらの給付金は、国，県等，他の給付金と重複して申請することは可能です。ただし、他の給付金の申請における重複の可否については、申請先にご確認ください。

**Q 2 1 申請日時時点で休業している。給付の対象となるか。**

A 2 1 営業時間短縮要請期間中に休業した場合は対象になります。それ以外の期間については、事業継続を支えることを目的としているため、休業している場合は対象外となります。

《参考》

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請期間：1/6～2/22

**Q 2 2 手続きに係る費用（郵送料，証明書等）は自己負担か。**

A 2 2 郵送料等，手続きに係る諸費用は自己負担となりますので，ご了承ください。

**Q 2 3 開業届の控えを紛失したが，どうすればいいか。**

A 2 3 開業届の控えを紛失したときは、「保有個人情報開示請求書」を税務署に提出することにより，再発行を受けることができます。詳細は，税務署へお問い合わせください。

**Q 2 4 【個人事業主】親から事業を引き継いで今年（令和2年4月2日以降）から事業を行っている。給付の対象になるか**

A 2 4 事業の継続性が認められる場合は対象となります。その場合は、前事業主の所得税の確定申告書の控えの写し等、事業が継続していることがわかる書類を提出してください。また、開業届の控えの写しも前事業主、現事業主分提出してください。

**Q 2 5 【個人事業主】事務所に所属せず、個人で事業を行っている。給付の対象となるか。**

A 2 5 結城市で事業を行っている旨の開業届を出していれば、給付の対象となります。また、開業届を出していない場合は、申請日までの間に、令和2年4月1日以前に事業を開始している旨の開業届が税務署に受理されれば、申請可能となります。

**Q 2 6 法人番号がわからない。**

A 2 6 法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトまたは提出された確定申告書に記載がありますのでそちらをご確認ください。

**Q 2 7 給付金は課税の対象になるのか。**

A 2 7 税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、課税対象となりません。

**Q 2 8 複数の業種を行っているが、どのように記載すればいいのか。**

A 2 8 売上が一番大きな業種を基準としてご記入ください。

**Q 2 9 前回給付金の支給を受けたが、第4弾でも申請できるのか。**

A 2 9 対象要件をご確認のうえ申請してください。

しかし、前回申請した月を含んで申請することはできません。

例えば、10・11・12月で申請した場合は、または11・12・1月や12・1・2月での申請はできませんのでお気をつけ下さい。